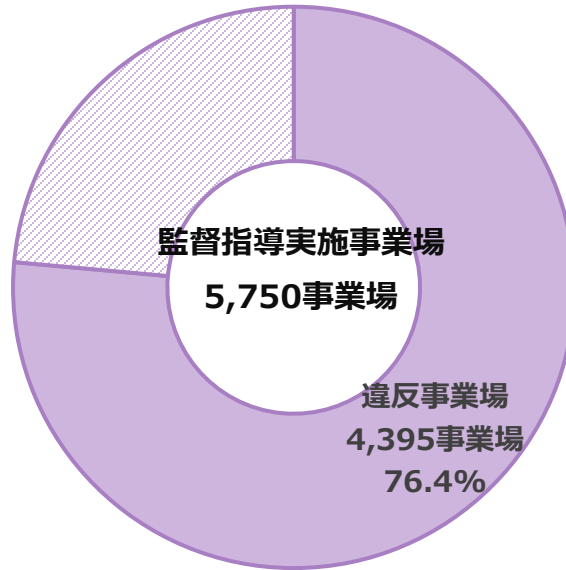


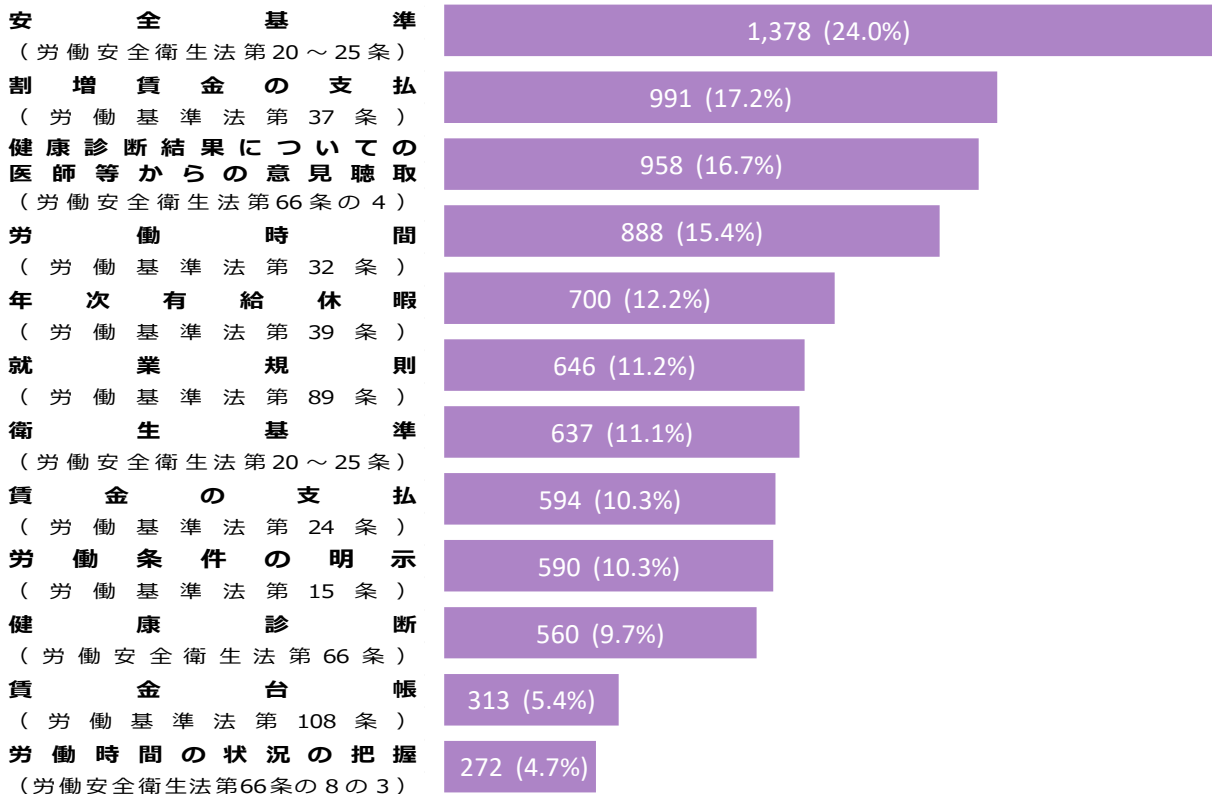
特定技能外国人を使用する事業場に対する監督指導、送検等の状況

1 監督指導の状況

- (1) 令和 6 年に全国の労働基準監督署等において、特定技能外国人を使用しており、労働基準関係法令違反が疑われる**5,750事業場**に対して監督指導を実施したところ、その**76.4%**に当たる**4,395事業場**で同法令違反が認められた。



- (2) 主な違反事項は、①使用する機械等の安全基準（24.0%）、②割増賃金の支払（17.2%）、③健康診断結果についての医師等からの意見聴取（16.7%）の順に多かった。



(3) 主な業種に対する監督指導の状況は、次のとおりであった。

主な業種	監督指導 実施事業場数	違反事業場数 (違反率)	主な違反事項		
食料品製造	1,150	863 (75.0%)	安全基準 465 (40.4%)	労働時間 203 (17.7%)	割増賃金の 支払 148 (12.9%)
社会福祉 施設	557	424 (76.1%)	割増賃金の 支払 163 (29.3%)	健康診断結果に ついての医師等 からの意見聴取 125 (22.4%)	労働時間 104 (18.7%)
工業製品 製造	1,295	992 (76.6%)	安全基準 430 (33.2%)	衛生基準 382 (29.5%)	健康診断結果に ついての医師等 からの意見聴取 213 (16.4%)
建設	876	710 (81.1%)	割増賃金の 支払 214 (24.4%)	健康診断結果に ついての医師等 からの意見聴取 181 (20.7%)	安全基準 148 (16.9%)
農・畜産	314	247 (78.7%)	賃金の支払 76 (24.2%)	安全基準 70 (22.3%)	健康診断結果に ついての医師等 からの意見聴取 51 (16.2%)
全業種	5,750	4,395 (76.4%)	安全基準 1,378 (24.0%)	割増賃金の 支払 991 (17.2%)	健康診断結果に ついての医師等 からの意見聴取 958 (16.7%)

＜注1＞「主な業種」は、令和6年12月末時点における特定技能1号在留外国人が多い5分野（介護分野、工業製品製造分野、飲食料品製造分野、建設分野、農業分野）に関連する業種について取りまとめたものである。

＜注2＞「主な業種」の内訳は以下のとおり。

- 食料品製造・・・食料品製造業
- 社会福祉施設・・・社会福祉施設
- 工業製品製造・・・繊維工業、パルプ・紙・紙加工品製造業、印刷・製本業、窯業土石製品製造業、鉄鋼業、非鉄金属製造業、金属製品製造業、一般機械器具製造業、電気機械器具製造業
- 建設・・・土木工事業、建築工事業、その他の建設業
- 農・畜産・・・農業、畜産業

＜注3＞違反は事業場に認められたものであり、特定技能外国人以外の労働者に関する違反も含まれる。

＜注4＞違反事項が2つ以上ある場合は、各々に計上しているので、各違反事項の件数の合計と違反事業場数とは一致しない。

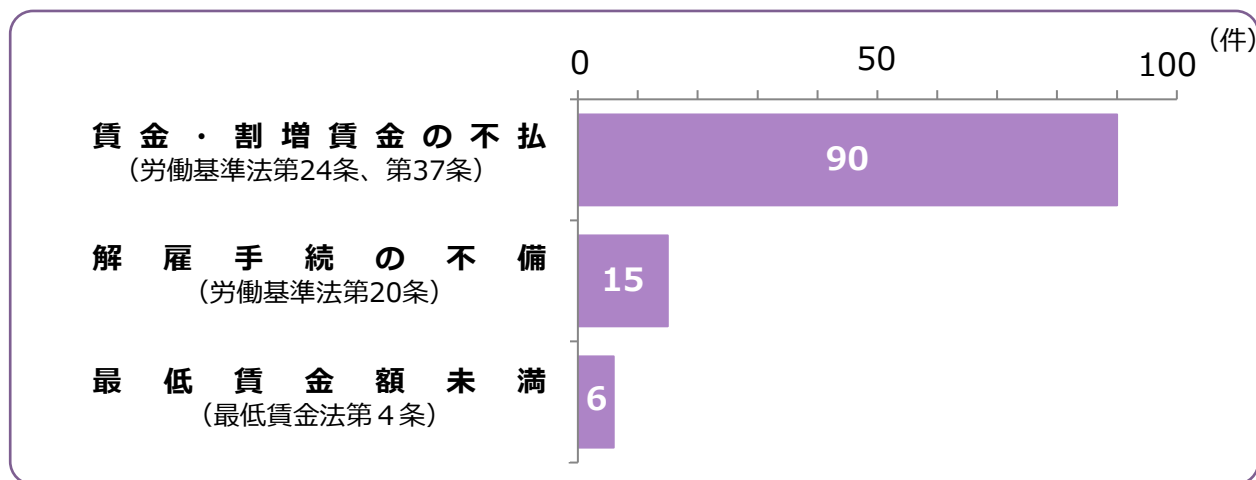
＜参考＞特定技能外国人を受け入れている特定技能所属機関の数は、令和6年末時点で50,099機関（法人等の数であり、事業場数とは異なる）。※出入国在留管理庁調べ

2 申告の状況

- (1) 令和6年に特定技能外国人から労働基準監督署等に対して労働基準関係法令違反の是正を求めてなされた申告の件数は**107件**であった。

主な申告内容は、①賃金・割増賃金の不払（90件）、②解雇手続の不備（15件）、③支払われる賃金額が最低賃金未満（6件）の順に多かった。

＜注＞申告事項が2つ以上ある場合は、各々に計上しているので、各申告事項の件数の合計と申告件数とは一致しない。



3 監督指導事例

事例 1

食品加工機械による労働災害が発生したことを契機に、安全対策について指導

労基署の指導等

- 食料品製造業の工場内で、特定技能外国人が包装機械のフィルムカット用の刃で手の指を切断する労働災害（左手中指及び薬指切断、休業1か月間）が発生したため、労働基準監督署が立入調査を実施した。
- 特定技能外国人は、フィルムの位置を調整する作業を行っていたところ、誤って起動スイッチを押し、下降してきた刃で指を切断した。このため、機械の刃部に覆いを設けるまでの間の機械の使用停止を命令した。
- また、安全装置の点検及び整備を行っていなかったこと、特定技能外国人に対して、雇入れ時の安全衛生教育を行っていなかったことから、是正勧告した。

会社の対応

- 包装機械の刃部に覆いを取り付けるとともに、作業の開始前に、覆いを含めた安全装置の状況を点検リストを使ってチェックすることとした。
- 漢字に振り仮名を記載するなど、外国人労働者にも分かりやすい安全対策のマニュアルを作成し、特定技能外国人に安全衛生教育を行った。

事例 2

違法な賃金控除や割増賃金の一部不払い等について指導

労基署の指導等

- 建設業で働く特定技能外国人の賃金から、労使協定がないまま家賃や光熱費、工具代を違法に控除していたため、是正勧告した。
- 特定技能外国人のみに毎月支給している特別手当について、割増賃金の算定基礎に含めていなかったため、是正勧告した。
- 健康診断結果について、医師からの意見聴取を行っていなかったため、是正勧告した。

会社の対応

- 家賃や光熱費に関して、賃金控除に関する労使協定を締結した。工具代については会社負担とすることとした。
- 特定技能外国人に、割増賃金の不足額約12万円を支払った。
- 健康診断結果について医師からの意見聴取を実施した。

事例 3

中途退職時にビザ取得費用を返還させる労働契約等について指導

労基署の指導等

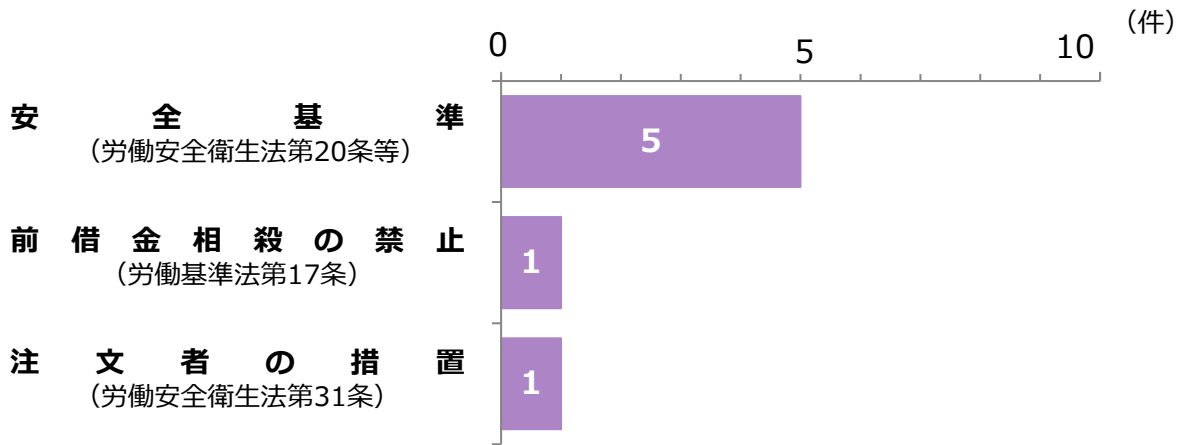
- 社会福祉施設で働く特定技能外国人が、会社に対して労働契約期間中の中途退職を申し出たところ、ビザ取得費用を賃金から控除された旨の申告があったため、立入調査を実施した。
- 日本語の労働契約書において、契約期間の途中で退職した場合は就労ビザ取得費用を会社に返還する旨記載されていたため、契約不履行時の違約金を定めていることについて是正勧告した。

会社の対応

- 日本語表記のみの雇用契約書を取りやめ、入国審査時に提出する母国語併記の雇用契約書によって労働条件を取り決め、労働契約不履行時の違約金の定めは規定しないこととした。
- 申告した特定技能外国人に、ビザ取得費用等として賃金から控除した合計約23万円を支払った。

4 送検の状況

- (1) 令和6年に全国の労働基準監督署等において、特定技能外国人に関する重大・悪質な労働基準関係法令違反の事案として送検した件数は、**7件**であった。



- (2) 送検事例には、以下のようなものがあった。

事例

プレス機械を用いた作業を行わせる際、安全措置を講じなかった疑いで送検

捜査経過

- 金属製品製造工場において、特定技能外国人にプレス機械で金属部品の加工作業を行わせる際、光線式安全装置を無効にしていた。
- この結果、特定技能外国人の手がプレス機械にはさまれ、指を切断する労働災害が発生したことから、労働基準監督署が捜査し、送検した。

被疑事実

法人及び取締役について

- ① プレス機械の安全装置に取り付けられた切り替えキースイッチにより、安全装置が作動しない状態のまま作業させ、労働者の安全確保措置を講じなかったこと。
- ② プレス機械作業主任者が、安全装置の切り替えキースイッチを自身で保管していなかったこと。

違反条文

労働安全衛生法第20条（事業者の講ずべき措置等）違反
労働安全衛生規則第131条（プレス等による危険の防止）
労働安全衛生法第14条（作業主任者）違反
労働安全衛生規則第134条（プレス機械作業主任者の職務）

5 労働基準監督署等と出入国在留管理機関との相互通報の状況

(1) 特定技能外国人の労働条件の確保を図るため、労働基準監督署等では、出入国在留管理機関との間で、法令違反の相互通報や、合同監督・調査を実施している。

(2) 令和6年に労働基準監督署等から出入国在留管理機関へ通報（※2）した件数は339件、出入国在留管理機関から労働基準監督署等へ通報（※3）された件数は73件である。

なお、法令違反を相互に通報する以外にも、強制労働等特定技能外国人の人権侵害が疑われる事案などについては、出入国在留管理機関との合同監督・調査を行うこととしており、10の事業場に対して実施した。

※2 労働基準監督署等から出入国在留管理機関へ通報する事案

労働基準監督署等において特定技能外国人を使用する事業場に対して監督指導を実施した結果、特定技能外国人に係る労働基準関係法令違反が認められた事案

※3 出入国在留管理機関から労働基準監督署等へ通報する事案

出入国在留管理機関において特定技能外国人を使用する事業場を調査した結果、特定技能外国人に係る労働基準関係法令違反の疑いがあると認められた事案